

# マイナンバー制度の税務への活用を

中央大学 法科大学院 教授 森信 茂樹  
東京財団 上席研究員

“マイナンバーカードカジノが呼びびです”  
(17年6月22日付読売時事川柳)

これは、カジノを中心とする統合型リゾート(IR)に関して、日本人利用客には、依存症対策のためにマイナンバーカードの提示を求める方向で政府が検討を始めたことを読んだものである。いまだ活用のメリットが国民から十分認識されず、1,100万枚程度で伸びが停滞し普及が進まないカードの現状を皮肉ったものでもある。

鳴り物入りで導入された社会保障・税番号(マイナンバー)制度だが、その普及のカギを握るのは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真に加えて、ICチップがついたマイナンバーカードである。このICチップには公的認証機能があり、いわばオンラインでの本人確認が可能となるので、冒頭のような様々な活用法が官民から提案され始めている。また、マイナンバーそのものを使わない(ICチップだけ)ので、プライバシーの問題も生じないというメリットがある。ただ、一般の国民には、マイナンバーとカードの機能的な区別がわかりにくいという問題がある。

カードをカードリーダーで読み取らせてログインすれば、この夏からは国民全員にマイナポータルがインターネット上に立ちあがる。それを活用すれば、各種行政手続きのオンライン申請や各種民間のオンライン取引も可能となる大変便利なものである。自治体では、子育てワンストップサービスというコンセプトで、認可保育園への入所申請や児童手当の現況届の提出の簡素化が始まる。また、金融機関の住宅ローン審査(納税情報)への活用も検討されている。

筆者は、マイナンバーカード・マイナポータルの普及に欠かせないのは、税務申告への活用だと考えている。カードを使って開くマイナポータルには、税務関連情報やさまざまな民間情報が入ってくる。これをe-Tax(国税電子申告・納税システム)に転記する仕組みを作れば、納税者の利便性は大幅に向上する。

まずは医療費控除である。現在わが国の税務申告の半分以上は、医療費控除の還付申告である。そのために納税者は領収書を集め、糊付けして税務署に提出する。税務署の方も、膨大な数の領収書を倉庫に保管しているという。ICTの発達した今日、このような膨大な

---

手間をかけて税金を返していくというのはいかにも効率が悪い。

納税者が自らのマイナポータルを通じて、自分の保険診療の支払情報（医療費情報）を入手できるようになれば、e-Taxで還付申告できるようになるので、実現に向けて検討を急ぐべきだ。問題は、保険外診療の領収書だが、これもICTの活用により電子的に処理できるようにする必要がある。

実は政府税制調査会は6月に「ICTの活用と納税者利便の向上」に関する海外調査報告を行っている（<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai.html>）。

委員が先進諸国でICTが税務にどのように活用されているかを調べたものだが、いずれ

の国も、わが国よりは活用が進んでいる。

とりわけ、欧州諸国で納税者サービスの一環として導入されている「記入済み申告制度」は有益で、今後わが国でも検討が進んでいくであろう。この点については、筆者が証券業協会などと研究を続けてきた報告書「社会保障・税番号制度の活用と日本版IRA」（16年11月）に具体的な提言を行っているので、ぜひ参考にさせていただきたい（<http://www.japantax.jp/teigen/file/20161129.pdf>）。

わが国には年末調整があるので、まずはICTの年末調整への活用が優先課題となるが、その先には、日本の実情にあった「日本型記入済み申告制度」の導入が課題となる。